

子どもの立場に立った保育所の環境改善を求める意見書

我が国は本格的な少子高齢化社会を迎え、安心して子どもを生み、育てられる社会づくりを進めるための次世代育成支援は、国はもとより保育の実施義務を有する地方自治体にとって優先して取り組むべき課題である。

国では、主に都市部で問題となっている、慢性的な待機児童の解消策等として、「最低基準の見直し」や「一般財源化」など、新たな保育制度の検討を進めている。

しかし、保育所の最低基準は、子どもが健康で安心して生活や教育ができる最低限の環境を保障するものであり、待機児童がいない本県や地方の市町村においては、引き続き確保されるべきものである。

また、保育運営費等の一般財源化は、地方自治体の財政力等によって、子どもたちが受けるべき保育の質に大きな格差が生じることが懸念され、地方公共団体の財政事情が十分考慮されるべきである。

よって、国においては、今後の保育制度の議論に当たっては、真に子どもの立場に立った保育が現場で実施されるよう、下記の事項に配慮しながら進めていくことを強く要望する。

記

- 1 最低基準見直しについては、地域の実情を考慮し、環境改善に向けて十分に配慮すること。
- 2 保育所の設置運営に関して、保育の質に格差が生じないよう国は必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 山 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
厚 生 労 働 大 臣	細 川 律 夫 様